

(公財) 日教弘 教育文化助成事業
令和6年度 三重支部 ICT活用教育支援事業 募集要項

ICT活用教育支援事業は、ICT機器を活用した教育活動に取り組む学校に助成を行う事業です。

1 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 三重支部

2 助成要件

(1) 助成の趣旨

ICT機器を活用した教育に積極的に取り組み、その活動が今後の教育の充実・発展に向け期待できる学校を支援し、更なる教育の振興に寄与することを目的とします。

(2) 助成の対象にならないもの

- ①営利目的又は営利につながる可能性の大きいもの
- ②他の機関からの委託によるもの
- ③既に終了しているもの
- ④学校としての教育活動に該当しないもの
- ⑤申請内容が当会の「生徒教育活動支援事業」と重複するもの
- ⑥教職員・児童の旅費及び講師謝金

(3) 募集対象

三重県内の小学校、義務教育学校（前期課程）、特別支援学校（小学部）
（30校程度）

- ・ICT機器を活用し創意工夫された研究・実践活動に助成します。
- ・応募者が計画の推進に責任を持ち、助成金の管理及び報告を行うことを条件とします。

(4) 募集期間 令和6年4月22日～令和6年6月28日（必着）

(5) スケジュール

令和6年6月28日 申請書提出締切
令和6年7月中旬 選考
令和6年7月下旬 採否結果の通知
令和6年8月上旬 助成金（郵便為替）の手交
令和7年2月末日 成果報告書の提出締切

※申請書について、面談や問い合わせを行うことがあります。

※採否の理由等、選考に関わる問い合わせには回答しません。

※助成が決定した事業については、進捗状況を確認することがあります。

(6) 応募方法

①申請書作成・提出

ア 当会ホームページの「申請書その他ダウンロード」から、「ICT活用教育支援事業申請書」をダウンロードしてください。

HPアドレス：<https://www.nikkyoko.or.jp/company/mie/index.html>

イ 申請書に必要事項を記入押印し、郵送等にて当会事務局まで提出してください。（FAXでの受付はしません。）

②個人情報の取扱いについて

- ・申請書に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。
- ・助成対象校名を当会発行の広報誌及びホームページ等に公表します。



【HP:QRコード】

3 助成金額 1校10万円以内（郵便為替による）

※助成金の執行に当たっては、以下の点にご留意ください。

- ①助成金は、ICT 機器または ICT を活用した教材・教具等（ICT の活用に付随する環境整備に必要な物品等を含む）の購入に充てることとします。
- ②ICT 機器は児童の学習活動等において使用することを条件とします。
- ③インターネットのショッピングサイトや量販店等での物品購入は認めず、領収書の宛先は学校名となります。

学校宛ての領収書が発行可能かを注文前に確認してください。

※助成後、対象外費用を使用した場合や、提出書類（申請書や助成後に提出する成果報告書等）に不備・不正等があった場合は、返金して頂くことがあります。

4 選考

(1) 選考方法

- ①当会教育振興事業選考委員会で選考後、三重支部幹事会の議を経て支部長が対象校を決定します。
- ②助成の採否結果と助成金額を文書で各申請校に連絡します。

(2) 選考基準

- ①公益性・社会性 十分な公益性・社会性を有したものであるか。
- ②適正性 助成の趣旨（創意工夫したICT教育を支援）と合致しているか。
事業予算の設定が過大なものではないか。
- ③必要性 課題、ニーズを的確に把握しているか。
- ④実現性 実施方法は適切で、実現可能な計画が立てられているか。

5 助成方法と助成対象校の義務等

- (1) 令和6年8月上旬、推進員が助成金（郵便為替）を学校長に手交します。
- (2) 学校長は申請書の内容に従って助成金を使用します。

助成金を使用するには必ず領収書（コピー可）を取り、活動の終了後に領収書等のコピーや整備の様子がわかる写真を添えて、令和7年2月末までに成果報告書を当会事務局へ提出してください。なお、提出された成果報告書・資料等は当会が公表できるものとします。

*成果報告書は、当会ホームページの「申請書その他ダウンロード」から、「ICT活用教育支援事業成果報告書」をダウンロードしてください。

- (3) 助成決定後、申請書への記載内容や助成金の用途を変更する場合は、必ず事前に当会事務局の承認を得てください。
- (4) 助成金を活用して購入した物品等には、当会からお渡しする所定のシールを貼り付けてください。
- (5) 助成対象校では、弘済会事業説明会（10分程度）を実施させていただきます。

6 その他注意事項

- (1) 提出された書類等は返却しません。
- (2) 万一、故意の虚偽記載の問題等が認められた場合は、当該申請は無効とし、以降の申請は受け付けられません。

7 書類の送付先・問い合わせ先

公益財団法人日本教育公務員弘済会三重支部

〒514-0003 津市桜橋 2-142（三重県教育文化会館別館 4階） TEL059-224-0425